

-- 振動規制法に関する手続 --

提出先	下松市長
提出方法	原則持参
受付時間	就業時間中
相談窓口	下松市環境担当課

手続名	特定施設の設置の届出（特定施設設置届）
手続根拠	振動規制法第6条第1項
手続対象者	指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする者
提出時期	特定施設設置の工事の開始の日の30日前まで
添付書類・部数	特定施設の配置図・付近の見取り図 正本1・写し1
申請書様式	特定施設設置届出書（様式第1）
罰 則	30万円以下の罰金

手続名	経過措置としての特定施設設置者の届出（特定施設使用届）
手続根拠	振動規制法第7条第1項
手続対象者	一の地域が指定地域となった際に現にその地域内において工場若しくは事業場に特定施設を設置している者又は一の施設が特定施設となった際に指定地域内において工場若しくは事業場にその施設を設置している者
提出時期	該当事項が発生した日から30日以内
添付書類・部数	特定施設の配置図・付近の見取り図 正本1・写し1
申請書様式	特定施設使用届出書（様式第2）
罰 則	10万円以下の罰金

手続名	特定施設の変更等の届出
手続根拠	振動規制法第8条第1項
手続対象者	特定施設の設置の届出をした者で、特定施設の数・使用の方法の変更をしようとする者
提出時期	当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前まで
添付書類・部数	特定施設の配置図・付近の見取り図 正本1・写し1
申請書様式	特定施設の種類及び能力ごとの数 特定施設の使用の方法 変更届出書 様式第3
罰 則	10万円以下の罰金

手続名	振動防止の方法の変更の届出
手続根拠	振動規制法第8条第1項
手続対象者	特定施設の設置の届出をした者で、振動防止の方法の変更をしようとする者
提出時期	当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前まで
添付書類・部数	特定施設の配置図・付近の見取り図 正本1・写し1
申請書様式	振動の防止の方法変更届出書（様式第4）
罰 則	10万円以下の罰金

手続名	氏名等の変更の届出
手続根拠	振動規制法第10条
手続対象者	特定施設の設置及び特定施設設置者の届出をした者で、氏名等の変更をした者
提出時期	届出事項に変更があったとき、その日から30日以内
添付書類・部数	正本1・写し1
申請書様式	氏名等変更届出書（様式第6）
罰 則	3万円以下の過料

手続名	使用施設全廃の届出
手続根拠	振動規制法第10条
手続対象者	特定施設の設置及び特定施設設置者の届出をした者で、特定施設のすべての使用を廃止した者
提出時期	使用を廃止したとき、その日から30日以内
添付書類・部数	正本1・写し1
申請書様式	特定施設使用全廃届出書（様式第7）
罰 則	3万円以下の過料

手続名	特定施設設置者たる地位の承継の届出
手続根拠	振動規制法第11条第3項
手続対象者	特定施設の設置の届出をした者の地位を承継した者
提出時期	承継があった日から30日以内
添付書類・部数	正本1・写し1
申請書様式	承継届出書（様式第8）
罰 則	3万円以下の過料

様式第1（第4条関係）

特定施設設置届出書

年 月 日

下松市長 殿

届出者

振動規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称		※整理番号			
工場又は事業場の 所 在 地		※受理年月日	年 月 日		
工場又は事業場の 事 業 内 容		※施設番号			
常時使用する 従 業 員 数		※審査結果			
振動の防止の方法	別紙のとおり。	※備 考			
特定施設の種類の種類	型 式	公 称 能 力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、吊基礎、直接支持基礎（板ばね、コイルばね等を使用するもの）、空気ばねの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

特定施設使用届出書

年 月 日

下 松 市 長 殿

届出者

振動規制法第7条第1項の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称				※整 理 番 号		
工場又は事業場の 所 在 地				※受 理 年 月 日	年 月 日	
工場又は事業場の 事 業 内 容				※施 設 番 号		
常 時 使 用 す る 従 業 員 数				※審 査 結 果		
振動の防止の方法	別紙のとおり。			※備 考		
特 定 施 設 の 種 類	型 式	公 称 能 力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)	

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。つり
- 2 振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、吊基礎、直接支持基礎（板ばね、コイルばね等を使用するもの）、空気ばねの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第3 (第6条関係)

特定施設の種類及び能力ごとの数
特定施設の使用方法 変更届出書

年 月 日

下松市長 殿

届出者

振動規制法第8条第1項の規定により、特定施設の種類及び能力ごとの数の変更について
特定施設の使用方法
次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称		※整 理 番 号						
工場又は事業場の 所 在 地		※受 理 年 月 日		年 月 日				
		※施 設 番 号						
		※審 査 結 果						
		※備 考						
特定施設の種類	型 式	公 称 能 力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変 更 前	変 更 後	変 更 前 (時・分)	変 更 後 (時・分)	変 更 前 (時・分)	変 更 後 (時・分)

- 備考 1 特定施設の種類及び能力ごとの数又は特定施設の使用方法に変更がある場合であっても、振動規制法第8条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。
- 2 特定施設の種類の欄には、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第4（第6条関係）

振動の防止の方法変更届出書

年 月 日

下 松 市 長 殿

届出者

振動規制法第8条第1項の規定により、振動の防止の方法の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称		※ 整理番号	
工場又は事業場の 所 在 地		※ 受理年月日	年 月 日
振動の防止の方法	変 更 前	変 更 後	※ 施設番号
	別紙のとおり。		※ 審査結果
			※ 備 考

- 備考 1 振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。また、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第6（第8条関係）

氏名等変更届出書

年 月 日

下松市長 殿

届出者

氏名（名称、住所、所在地）に変更があつたので、振動規制法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※整理番号	
	変更後		※受理年月日	年 月 日
変更年月日		年 月 日	※施設番号	
変更の理由			※備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

特定施設使用全廃届出書

年 月 日

下 松 市 長 殿

届出者

特定施設のすべての使用を廃止したので、振動規制法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場 名 称		※整 理 番 号	
工場又は事業場の 所 在 地		※受 理 年 月 日	年 月 日
使用全廃の年月日	年 月 日	※施 設 番 号	
使用全廃の理由		※備 考	

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

承 継 届 出 書

年 月 日

下 松 市 長 殿

届出者

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、振動規制法第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称		※整 理 番 号	
工場又は事業場の 所 在 地		※受 理 年 月 日	年 月 日
承 継 の 年 月 日	年 月 日	※施 設 番 号	
被 承 継 者	氏 名 又 は 名 称	※備 考	
	住 所		
承 継 の 原 因			

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。